

市民意見募集(パブリックコメント)結果

「第8期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(素案)」に対するご意見を募集した結果、21件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	第8期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(素案)
受付期間	令和2年12月11日～令和3年1月12日
ご意見の件数	2名・21件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	予防プランは委託などせずに包括が直轄で担当すべきではないか。委託することで居宅支援事業所を経営難に追い込んでいる状況がある	予防プランについては、現状居宅介護支援事業所様のご協力もいただいているところですが、担当のケアマネジャーの決定につきましては、利用者ご本人のご意向や同意をきちんと確認したうえで決定するよう、地域包括支援センターに指導しています。また、プランを委託した場合でも、プランが適切に作成されているか、内容が妥当か等について地域包括支援センター職員が確認、指導を行っています。
2	地域ケア会議は、ケアマネを支援し事例を深めたりするところではないのか	自立支援型地域ケア会議は、医療・介護の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることを目的としており、医療・介護の専門職による助言を受けることで、ケアプラン作成への支援につながっています。

3	居宅が ICT の活用や事務職員配置で 45 件まで担当できるが実際には業務的に無理がある	<p>本件については、令和 3 年度の介護報酬改定に伴う「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」に関するご意見で、本基準は厚生労働省の基準であるため、本市で独自の基準を設定するところのものではありません。また、現時点ではあくまでも検討中のものであることを踏まえ、本市としても、介護保険制度の円滑な推進に寄与するために引き続き、分科会の答申等、国の動向を注視していきたいと考えます。事務職員の配置基準はあくまで上限を設定したものであり、個々の事業所の実情に応じて無理のない範囲の件数を設定してください。</p>
4	GH や地域密着の特養等の職員の夜勤体制緩和があるが安全性の担保がない	<p>本件については、令和 3 年度の介護報酬改定に伴う「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」に関するご意見で、本基準は厚生労働省の基準であるため、本市で独自の基準を設定するところのものではありません。また、現時点では、あくまでも検討中のものであることを踏まえ、本市としても、介護保険制度の円滑な推進に寄与するために、引き続き、分科会の答申等国の動向を注視していきたいと考えます。夜勤体制の緩和につきましても、個々の施設の状況に応じた運用をお願いします。</p>
5	住改、福祉用具の適正化とは、制限ではないのか	<p>介護給付の適正化で行っている住宅改修や福祉用具の点検は、サービスが提供される前（住宅改修に関してはサービスが提供される前後）に現状や見積書等を確認し、受給者にとって真に必要なサービスが適切に提供されるものであるかを確認することを目的としており、制限を行っているものではありません。</p>

6	<p>P45 地域ケア会議について</p> <p>参加したケアマネージャーから聞いた話ですが、立てたケアプランを辛辣に批判され、つるしあげにあいました。ケアマネージャーが不必要なプランを立てるから社会保障費を圧迫していると言われた方もありました。介護サービスを減らすことが目的になっているように見えます。地域ケア会議は公開されていますか。傍聴ができるようにして下さい。</p>	<p>自立支援型地域ケア会議は、医療・介護の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることを目的としており、医療・介護の専門職による助言を受けることで、ケアプラン作成への支援につながっています。この会議は、個人情報保護の観点から、関係者のみの参加とさせていただいています。</p>
7	<p>P65, 66 成年後見制度の利用促進について</p> <p>今回の計画で新たに追加された事項だと思います。制度の周知、普及啓発を是非すすめて頂きたい。今後の方針⑥市長申し立て以外の事業における申し立て費用及び報酬費用の助成を検討するとありますが、これは是非とも実現して頂きたい。また、申し立てがすすまない背景として、身内での虐待等の困難がありますので、市長申し立てを積極的にすすめて下さい。</p>	<p>市長申し立て以外における申し立て費用及び報酬費用の助成については、国の成年後見制度利用促進計画を踏まえ、他市町村の状況を参考に検討してまいります。また、制度の利用が進んでいない要因は、費用の捻出が困難、制度が十分に周知されていない、手続きが難しいなどがあげられます。今後、必要な人が必要な制度を利用できるよう、広く周知し、利用しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>
8	<p>P56 サービス付き高齢者向け住宅について</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅に対するニーズが高まっているとありますが、病院や自宅から介護施設に移る際に、すぐに特養には入れないのでやむなく高齢者住宅に入るとい話を聞きます。高齢者住宅の費用は高いので、少しでも負担の少ない施設に入りたいというのが家族の願いです。</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅は、国土交通省が所管する住宅政策のひとつとして、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき建設、運営されるもので、入居に要する費用や施設が提供する介護サービスについては、事業者それぞれが設定し、入居者との契約に基づいて提供します。設置運営する事業者が地方公共団体や社会福祉法人(非営利団体)に限定される特別養護老人ホームとは異なり、事業者の限定がないため、民間の営利法人の参入が多く、入居に伴う費用負担が高くなるという傾向がありますが、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、一般の賃貸住宅とは異なり、高齢者向けの施設構造を有し、入居者の状況把握や生活相談サービスの提供が必須とされている同住宅のニーズは高まっていると考えています。</p>

9	<p>P72 がん検診について</p> <p>高齢者施設に入居されている方はほとんど受けていないと思います。高齢者家族からすれば、高齢になればがんの進行も遅くなるし必要性を感じにくいのではないのでしょうか。</p>	<p>施設の入所者への健康管理は、施設管理者により適切に行われていると思われませんが、高齢者に関する施設の種類も様々でサービス付高齢者向け住宅等の入居者で本人の自立度が高い場合は、ご自身での健康管理の1つとしてがん検診も大切です。状況は様々ですので、和歌山市民の方への広報を引き続き行っていきます。</p>
10	<p>P75 介護予防・生活支援サービスについて</p> <p>訪問型は、緩和型サービスが圧倒的に多く、従前相当は1割ほどしかありません。緩和型は単価が安く事業所泣かせです。大手事業所の中には緩和型サービスに手上げをしないとやっているところもあります。弱い立場におかれている事業所に犠牲がおしつけられています。従前相当型サービスを基本に考えて下さい。</p>	<p>高齢者が安心して暮らし続けるためには、生活の継続に必要な買い物や掃除など日常生活上の支援や、生きがいを持って参加できる活動が、これまで以上に必要になると見込まれます。このことから、総合事業では、従来の介護サービス事業所だけでなく、民間企業やNPO法人、ボランティア等の多様な主体によるサービスや生活支援を充実することにより、専門的な職員だけでなく、幅広い担い手で高齢者の暮らしをお手伝いする地域支えあいの体制づくりを推進しています。また、緩和型サービスの内容については、利用者の自立支援に資することを目的としながらも、柔軟に提供できるような仕組みとなっています。</p>
11	<p>P105 感染症対策について</p> <p>新型コロナウイルス感染症について介護事業所でもクラスターが発生しているので感染対策を強化して下さい。感染者が出た際に、その利用者に対して他の事業所サービスを使わないように瞬時に指導して下さい。濃厚接触者を選定するまでもなく、利用者と従業員全員をPCR検査して下さい。タイムラグが生じて感染が広がるのが心配です。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症につきましては、これまでも注意喚起をし、感染対策について周知徹底を図ってきたところです。感染者が出た際には、事業所に連絡をし、ケアマネジャーを通じて他の事業所にも報告するように指導しています。また、感染対策の強化を図るため、感染者が出た事業所に対して、不足している衛生用品を備蓄から放出し、補助金の活用など案内しています。なお、保健所では、濃厚接触者でなくても利用者と職員のPCR検査を行っています。</p>

<p>12</p>	<p>P117, 118 介護保険施設等の整備について 特養について地域密着型だけではなく、従来型 特養も整備して下さい。</p>	<p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、要介護認定を受けた方の生活施設です。入居する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的としています。特別養護老人ホームの中でも、その事業所がある市町村の被保険者のみが利用できるのが地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）です。これまでの施設・居住系サービスの整備状況や特別養護老人ホーム待機者数の推移、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の事業者参入状況、今後の認定者数の推移などを踏まえ、第8期計画では、介護保険施設等への入所を待つ待機者の解消や介護離職ゼロを実現し、自宅や家族とともに住むことが難しくなった方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域密着型特別養護老人ホーム29床に加え、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）36床、特定施設入居者生活介護200床を整備することとしました。</p>
<p>13</p>	<p>P120 低所得者の利用者負担軽減について 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業について、これが実施されていない特養では生活保護を受けている高齢者の入所が難しいという問題があります。この制度の普及啓発して下さい。制度を実施している事業所でも低所得者の受け入れには限界があるので市による助成制度を拡充して下さい。</p>	<p>社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業は、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、低所得で生計が困難な方に対して、介護サービス費等の利用者負担を軽減する制度です。本市では、新たに事業所を設立する場合、その新規開設される事業所に対し、本事業への参加を促すなどの普及啓発を行っています。また、国の基準に基づき軽減した費用の一部を助成しています。</p>

14	<p>P122 ケアプランチェックについて</p> <p>福祉用具の使用に制限をかけていると受け取られる事例がみられます。医師の意見書がけば通して下さい。寝台については介護保険でみってくれる価格の上限がありますが、上限をなくして下さい。</p>	<p>介護給付の適正化で行っているケアプランの点検は、ケアマネジメントのプロセスを適切に踏まえ、受給者本位の自立支援につながっているか等を点検・評価し、本来のケアマネジメントとは何かを再認識してもらうことを目的としています。よって、これにより福祉用具の使用に制限をかけるものではありません。また、ケアプランの点検では、福祉用具貸与を通さないの判断はしていません。なお、福祉用具貸与の商品については、国で貸与価格の上限が設定されています。</p>
15	<p>P128 人材の確保及び資質の向上について</p> <p>生活支援型訪問サービス従事者養成研修等について、安上りの人材育成であり根本的な解決にはならない。介護従事者の処遇改善を抜本的に行うことが不可欠です。また、和歌山市が介護労働者の増員計画を作成して、人材確保を強化して下さい。</p>	<p>介護従事者の確保等については、高齢者が増加し、訪問介護員の不足が懸念されるなか、生活支援型訪問サービス従事者養成研修の開催し、従事者を養成することで、介護人材のすそ野を広げていきたいと考えています。また、国・県の施策にあわせ、和歌山市奨学金返還助成制度の活用や関係機関と連携した合同企業説明会等の開催などにより、努めていきたいと考えています。</p>
16	<p>P129 介護現場における業務の効率化及び質の向上について</p> <p>今業者が ICT の商品宣伝にきているが、業務の負担軽減にはなっても、人を減らすことはできない。国は、ロボット導入と引き換えに人員配置基準を緩和しようしていますが反対です。ユニット型特養では 10 対 1 の人員配置だが実際はそれよりも手厚く配置しています。それでも現場は人手不足です。人を減らして事故がおきないか大変心配です。配置基準の緩和はしないで下さい。</p>	<p>ICT やロボットを活用することで、介護職員の業務負担軽減を図り、業務の効率化や質の向上は可能になると考えています。国の基準はあくまでも最低限の要件を定めたものであり、事業所の実情に応じて必要な人員配置は異なるため、適切な人員配置をお願いしています。</p>

<p>17</p>	<p>P134 施設・居住系サービスの整備計画について 特定施設入居者生活介護の整備計画が抜き出ているのはなぜでしょうか。施設待機者の中で、サービス付き高齢者住宅の入居者もいらっしゃいます。特養の個室の空きが出ているという話も聞きました。安く入居できる従来型特養を整備して下さい。</p>	<p>整備計画については、これまでの施設・居住系サービスの整備状況や特別養護老人ホーム待機者数の推移、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の事業者参入状況、今後の認定者数の推移などを踏まえ、立案しています。 そのような中、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、年々増加傾向にあり、今後も増加していくと見込まれます。これらの住宅等は、特定施設入居者生活介護に転換することが可能で、特別養護老人ホームのような常時の介護サービスの提供や要介護度に応じた定額料金等、入居者にとってより安心・安全に生活できる環境を整えることができます。 以上のことから、特定施設入居者生活介護の整備も重要視しています。</p>
<p>18</p>	<p>国の人員配置基準緩和の動きについて 現在の人員体制でも不十分な状況にも関わらず、更なる人員基準の緩和を推進することは、入所者のケアに目が更に行き届かなくなるばかりか、安全リスクを高め、命を危険にさらします。また、介護労働者の労働強化が一層すすみ、ただでさえ人手不足の介護現場の離職にさらに追い打ちをかけることとなります。いま、厚生労働省が真っ先に手を打たなければならないのは介護職場の人員体制の緩和ではなく現場実態に即した強化であり、1人夜勤の解消と、配置基準の強化（2対1）です。新型コロナウイルス禍で、介護現場の労働強化は明らかです。ロボットやICTは職員の負担軽減のために利用するものであって、人の代わりを果たすものではありません。これまで、火災や台風などで介護施設が被災し、高齢者がなくなるという痛ましい事故がありました。災害等から高齢者を守るのは人＝介護職員であり、ロボットやICTではありません。その導入を理由に介護現</p>	<p>ICTやロボットの活用は、介護職員の代わりを果たすものではありませんが、職員の負担軽減の効果はあり、負担軽減の度合いによっては人員配置基準の緩和も可能になると考えます。介護現場の人手不足の解消のために、介護職員等特定処遇改善加算制度が創設されるなどしていますが、さらに国に要望してまいります。</p>

	場の人員を削ることは本末転倒であり、絶対に認められません。以上の理由から、人員配置基準の緩和については撤回して下さい。	
19	介護保険料を引き下げて下さい。	介護保険料については、和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会での審議内容や今後のサービス見込み量等を踏まえ、本市の介護保険事業に必要な額を算定しています。その上で、介護給付費準備基金を取り崩すなどし、保険料基準額が大幅に上昇しないよう努めてまいります。
20	介護保険料の新型コロナウイルス感染症による軽減特例を継続して下さい。	国の「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援」に示された減免基準により、和歌山市介護保険施行規則を整備し、令和2年2月から令和3年3月までに納期限のある保険料に対して、申請に基づき対象者の方に減免を適用してきました。令和3年度の保険料減免につきましても、国の支援策が継続された場合、対応することといたします。
21	国は規則改正をして、第8期から「市町村の判断」で要介護1～5の人でも、総合サービスの利用対象にできるようにしました。必要な介護サービス給付の削減になるので導入しなで下さい。	総合事業の弾力化についてのご質問になると思われます。現在、総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合サービスの利用が継続できなくなるため、介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、利用者本人の希望を踏まえて総合事業のサービスも継続して利用可能とする改正となっています。必要な介護サービス給付の削減になるものではありません。